

医療機器産業への参入支援事業における三次元造形支援実施要領

29産労商創第321号

平成29年4月18日

この要領は、医療機器産業への参入支援事業実施要綱（以下「要綱」とする。）に基づき実施する三次元造形支援（以下「本事業」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援対象者）

第1条 本事業における支援対象者は、東京都医工連携HUB機構に会員登録している都内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業であって、臨床現場のニーズを踏まえた医療機器等の開発又は改良を行う者（以下「利用者」とする。）とする。

（事業内容）

第2条 本事業における支援の内容は、東京都医工連携イノベーションセンター内に設置する3Dプリンター（以下「機器」とする。）を活用し、前条に定める者が作成した三次元CADデータの造形及び造形に関する助言を行うものとする。

（利用料金）

第3条 本事業の利用については、無料とする。

（利用時間）

第4条 機器利用に係る打合せ等の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午後5時から翌朝9時までの機器の夜間連続無人運転についてはこの限りではない。

（利用の制限）

第5条 本事業の利用は、原則として1事業者につき年間に3造形を上限とする。ただし、1造形あたりの機器の出力は3回を上限とする。

（利用申請）

第6条 この事業を利用しようとする者は、別記様式「三次元造形支援利用申請書」に記入の上、産業労働局長宛てに提出しなければならない。

（利用の取り消し）

第7条 産業労働局長は、次の各号に該当するときは、利用の取り消しを行うことができる。

- （1）利用者が本要領又は機器管理者の指示に違反したとき

- (2) 利用者が造形可能な三次元CADデータを提出できないとき
- (3) 利用申請の内容に齟齬が生じたとき
- (4) 利用者が公序良俗に反する行為をしたとき
- (5) 災害、機器の故障等の事故により、三次元造形機器の利用が出来なくなったとき
- (6) その他の事情により、産業労働局長が特に必要と認めたとき

(利用者の責務)

第8条 利用者は、東京都から機器利用の目的、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければならないものとする。

(損害賠償)

第9条 機器利用により利用者が被った直接及び間接の損害について、東京都は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。